

高槻市（平成 19 年 10 月 1 日から）

対象建築物	特定工程	特定工程後の工程						
<p>(1) 構造 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の構造又はこれらの構造が混合した構造の建築物うち、棟ごとに新築するもの</p> <p>(2) 用途・規模</p> <table border="1" data-bbox="113 376 533 752"> <thead> <tr> <th data-bbox="113 376 325 405">用途</th> <th data-bbox="325 376 533 405">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="113 405 325 533">一戸建住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅</td> <td data-bbox="325 405 533 533">確認の申請部分の床面積の合計（棟別）が 50 m² を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 533 325 752">上記に掲げる建築物以外の建築物</td> <td data-bbox="325 533 533 752">確認の申請部分の床面積の合計（棟別）が 300 m² を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの</td> </tr> </tbody> </table>	用途	規模	一戸建住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅	確認の申請部分の床面積の合計（棟別）が 50 m ² を超えるもの	上記に掲げる建築物以外の建築物	確認の申請部分の床面積の合計（棟別）が 300 m ² を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの	<p>◆基礎工事（※1） 法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※2）の基礎の配筋工事</p>	<p>法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※2）の基礎をコンクリート打設工事</p>
用途	規模							
一戸建住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅	確認の申請部分の床面積の合計（棟別）が 50 m ² を超えるもの							
上記に掲げる建築物以外の建築物	確認の申請部分の床面積の合計（棟別）が 300 m ² を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの							
	<p>建方工事（※3） （1. 木造） 屋根の小屋組の工事（耐力壁及び壁の筋交い、接合金物が目視で確認できる壁下地、ただし、枠組工法による場合については、壁を設置する工事）</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事（下地工事を含む）</p>						
	<p>（2. 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造） 2 階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階のはり及び床版の取付け工事）</p>	<p>2 階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（コンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取付け工事）</p>						
	<p>（3. 鉄骨造） 2 階の床版の取付け工事（平屋については、建て方工事）</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事</p>						
	<p>（4. その他の構造） 屋根の工事</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事</p>						
	<p>（5. 1 から 4 までの構造の区分のうち 2 以上の構造の区分にわたる構造） 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）</p>	<p>1 から 4 までの構造の区分に応じた特定工程後の工事の工程</p>						

- (※1) 一の確認で検査対象となる建築物が 2 棟以上ある場合はそれぞれの基礎の配筋工事を特定工程とし、基礎工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は最も早く施工する工区の配筋工事を特定工程とする
- (※2) 法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く
- (※3) 一の確認で検査対象となる建築物が 2 棟以上ある場合はそれぞれの工事を特定工程とし、工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は最も早く施工する工区の工事を特定工程とする

適用除外 法第 18 条及び第 85 条の適用を受ける建築物